

1. お申し込みについて

Q1-1. 個別説明会やデモの実施の有無について教えてください。

ご希望に応じて実施しています（無料）。次の窓口までお問合せください。

お問い合わせ：一般財団法人日本特許情報機構 サービス窓口

TEL：03-3615-5510

FAX：03-3615-5520

E-mail：service@japio.or.jp

Q1-2. 契約前に試しに使うことはできますか？

最大で1か月間の試用が可能です。

お申し込みにより、試用IDを発行させていただきますので、ご希望の方は試用申込書に必要事項を記載の上、次の窓口まで電子メール等でお送りください。

※試用期間終了後は、別途、申込書によるお手続きによってのみ正式サービスが開始しますので、意図せず課金が発生してしまうようなご心配はありません。また、たくさんの方にお使いいただくため、試用IDのお申し込みは、原則、同一ご利用契約者様1回限り、とさせていただきますので、ご了承ください。

お問合せ：一般財団法人日本特許情報機構 サービス窓口

TEL：03-3615-5510

FAX：03-3615-5520

E-mail：service@japio.or.jp

Q1-3. 申し込み方法について教えてください。

利用申込書に必要事項を記載の上、次の窓口まで電子メール等でお送りください。

お問合せ：一般財団法人日本特許情報機構 サービス窓口

TEL：03-3615-5510

FAX：03-3615-5520

E-mail：service@japio.or.jp

Q1-4. 解約はいつでもできますか？

解約手続きはいつでも可能です。ただし、契約は年単位となりますので、解約手続きを年の途中で行っても、残りの料金についてはお支払いいただく必要がございます。

※年間一括払いをいただいている場合でも、返還することはできませんので、予めご了承ください。

2. 商標スキャナーについて

Q2-1. 商標スキャナーとはどのようなものですか？

「商標スキャナー」は、独自開発した技術により、ニュースリリースや製品パッケージ中に含まれる登録商標

をすばやく簡単に一括で検出することで、業務負担の多い商標チェックの効率化、さらには商標トラブルの未然防止を支援します。

Q2-2. なぜ商標スキャナーを開発したのでしょうか？

企業や事業者の皆さまが新商品の販売や新サービスの提供、情報発信等の活動を行う際、他者の商標権を侵害していないかを調査する「商標チェック」が、将来的な商標トラブルを防ぐうえで非常に重要です。しかしながら、実際には、調査に多くの時間がかかったり、『本当に見落としはないだろうか』という不安を抱えながら作業を進めているケースが少なくありません。

私達は、企業や事業者の皆さまが日頃から「商標チェック」に感じている負担や不安といった課題を解決し、より効率的かつ安心して商標チェックを行える環境を提供したいという思いから、「商標スキャナー」を開発しました。

Q2-3. 「形態素解析」には何のツールを使用していますか？

日本語テキストを形態素（意味を持つ最小単位の単語や文節）に分割し、品詞や読みなどの情報を付与するためのオープンソースの形態素解析エンジンである「MeCab（めかぶ）」を使用しています。

Q2-4. 未公開情報を検出対象として読み込むことが多いと思いますが、情報流出の恐れはないのでしょうか？

本ツールでは、入力した情報を当財団サーバーに保存・記録することはしておりません。また、サーバーへの通信は暗号化されるため、安心してご利用いただけます。

※OCR 機能については外部サービスを利用していますが、通信は暗号化されており、データが文字認識処理以外の目的で利用されることはありません。詳細は以下をご参照ください。

<https://learn.microsoft.com/en-us/azure/foundry/responsible-ai/computer-vision/ocr-data-privacy-security>

Q2-5. 「商標スキャナー」に AI は使用していますか？

AI は使用しておりません。商標スキャナーでは、入力されたテキストを日本語解析した上で、ツール内に蓄積した出願・登録商標のデータに照会をかけ、文言の検出を行っています。

Q2-6. なぜ AI を利用していないのでしょうか？

テキスト中から出願・登録商標と一致する文言を検出する処理は、蓄積した出願・登録商標のデータと正確に比較を行う定型業務であり、このような処理は、AI よりも、決まったルールに基づく機械処理の方が安定して確実に動作するためです。

Q2-7. 同一又は類似する図形を含む出願・登録商標は検出できますか？

図形商標については検出することはできません。なお、製品パッケージ等の図形中に含まれる文字情報については、OCR で文字認識することができれば、その文字と同一又は類似する出願・登録商標については検出することが可能です。

Q2-8. 出願・登録商標の情報は何を使用していますか？

特許庁が事業者向けに提供している「特許情報標準データ」を取得し、蓄積しています。したがって、検出できる出願・登録商標は、「特許情報標準データ」に収録されている情報に限ります。特許情報標準データの概要については、特許庁 HP「特許情報標準データ（書誌・経過情報に関するデータ）の概要」をご覧ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/keikajoho/index.html>

Q2-9. 海外で出願・登録されている商標の情報は対象外でしょうか？

日本国を指定した国際商標登録出願の情報は「特許情報標準データ」に含まれていますが、その他海外の特許庁等に出願・登録された情報については含んでおりません。

Q2-10. 「特許情報標準データ」の更新頻度を教えてください。

特許情報標準データについては一週間ごとの更新を予定しています。